

## 賃金控除に関する協定書

株式会社エッジパイオニアと労働者代表 柚口 進は、労働基準法第24条第1項但書に基づき、賃金控除に関して、下記のとおり協定を締結する。

### 記

- 株式会社エッジパイオニアは、毎月5日、賃金支払いの際、次に掲げるものを控除して支払うことができる。
  - 寮費（入寮及び退寮時の諸経費並びに在寮中に使用した水道光熱費を含む）及び食事代
  - 会社貸付金の全額返済金又は割賦返済金（元利共）
  - 制服一式の諸経費に相当する代金及びクリーニング代金
  - 貸与物の破損、紛失、未返却に対しての弁償代
  - 当社が労働者に対して行った立替払いの精算金
  - 労働者本人の責任に帰すべき事由が明らかである事象において金銭授受が必要である場合、かかった諸経費の精算金
- この協定は、2023年11月1日から有効とする。
- この協定は、何れかの当事者が90日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

以上

2023年11月1日

使用者職氏名



株式会社エッジパイオニア  
代表取締役 品川 傑



労働者代表

柚口 進

